



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 寿スピリッツ株式会社
(URL <http://www.okashinet.co.jp/>)
代 表 者 名 代表取締役社長 河越誠剛
(J A S D A Q ・ コード 2 2 2 2)
問 合 せ 先 経営企画部 部長 松本真司
T E L 0 8 5 9 (2 2) 7 4 7 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の取締役会は少数化により経営環境の変化に対し機動的かつ迅速な意思決定を図ることとしておりますが、現状の取締役数を勘案し現行定款第 15 条（員数）について取締役の員数を「20 名以内」から「10 名以内」に変更するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第 22 条及び第 28 条）
なお、取締役の責任免除の規定（変更案第 22 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記(2)の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 24 年 5 月 15 日
株 主 総 会 開 催 日 平成 24 年 6 月 26 日

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>〈中 略〉</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p>

以上